



Phoenix support

緩和ケアサポート士業会



NPO法人介護ライフアドバイザー協会
フェニックスサポート

目次

緩和ケアサポート士業会の事業	3
がん相談支援センターと緩和ケア医療	4
患者・家族のニーズと状況	5
緩和ケアサポート士業会の活動領域	6
フェニックスサポートの仕組	7
入会から活動まで	8
地区担当制・グループ地区担当制	9
活動支援費の変更ルール	10
法人情報	11

緩和ケアサポート士業会の事業



わが国は超高齢化社会の到来と同時に、多死社会を迎えました。

死因の推移では「がん」の増加が際立っています。そのため、国はがん患者とその家族を対象にした、新たな医療体制の整備を進めています。本会の事業はがん医療に携わる、医療機関と連携し、医療資格者には対応できない、「患者の後顧の憂い軽減」を目標に士業の皆様と活動しています。

－基本姿勢－

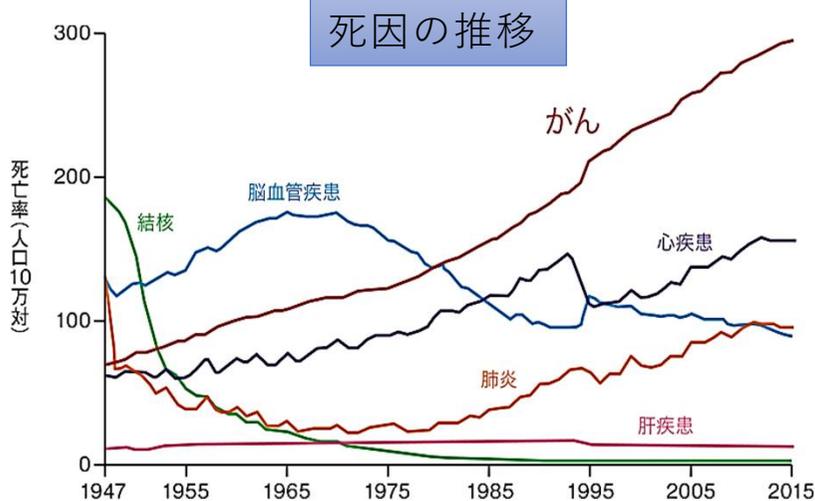
「患者様の最善を期待し、最悪の備えをサポートする」

－サービス名称－

『フェニックスサポート』

活動の中心は治療が困難な、がん患者様の最悪の備えをサポートすることです。

特定非営利活動法人介護ライフアドバイザー協会
 理事長 田中 肇



がん相談支援センターと緩和ケア医療

➤ 日本人の2人に1人は、生涯で一度は「がん」と診断される（がん罹患率5割）

➤ 毎年100万人が「がん」と診断される

施策 ⇒ 「がん相談支援センター」を400ヶ所

がんの診断、治療や副作用、治療後の療養生活、お金や仕事、学校のこと、
家族や医療者との関係、疑問や心配、不安など、どんなことでも相談できる

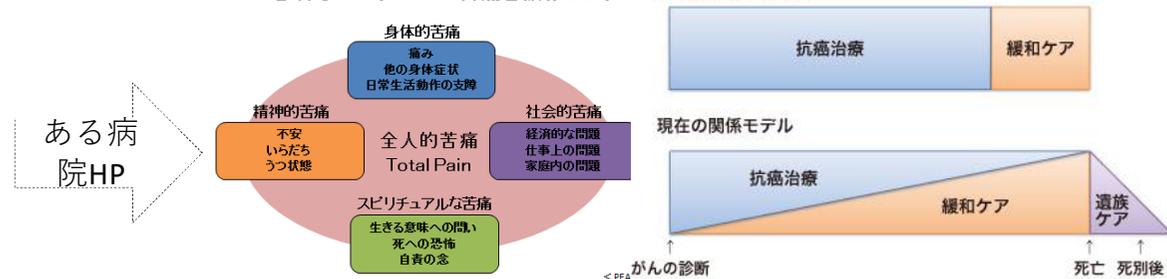


➤ 毎年38万人が「がん」で亡くなる

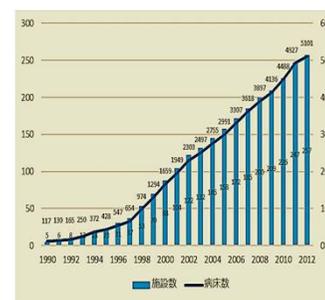
施策 ⇒ 「緩和ケア医療の普及」「緩和ケアチームの整備」「緩和ケア病棟の整備」

目的 ⇒ 苦痛・苦しみ・不安感の緩和（治癒が目的ではない）

がん患者さんのすべての苦痛を緩和します



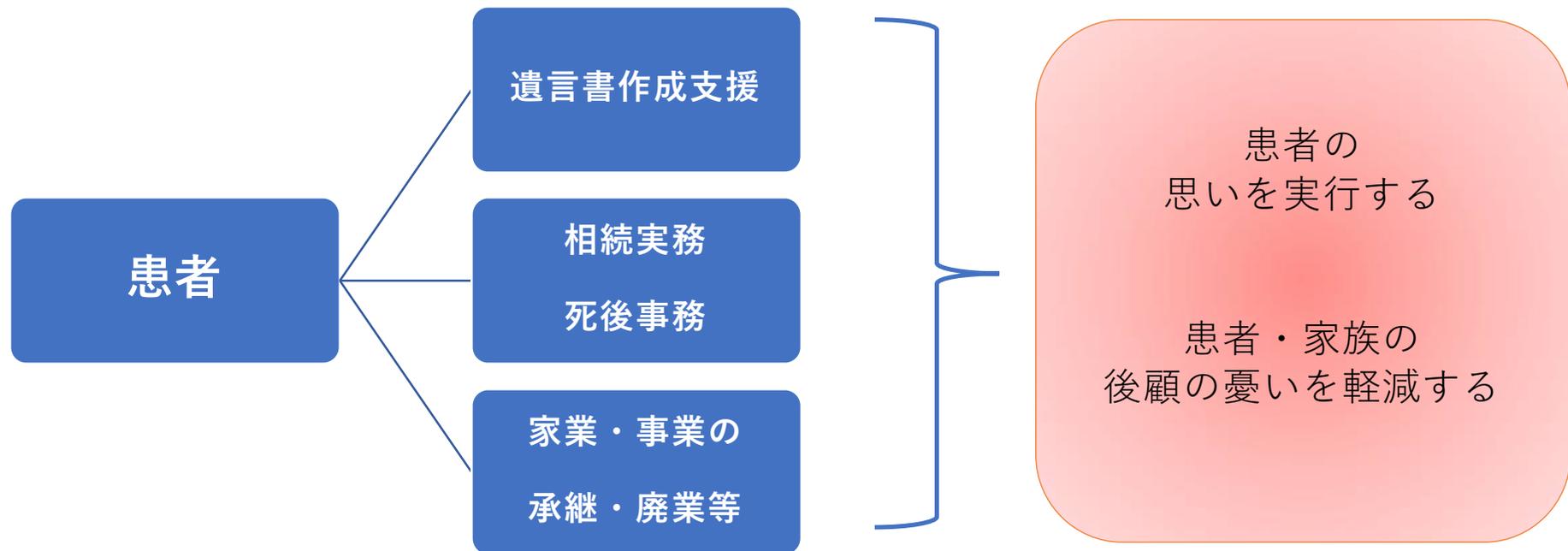
2021年は、893床



WHO（世界保健機関）の緩和ケアの定義：2020年
治癒が望めないがん患者とその家族のQOL（生活質向上）を、痛みやその他の身体的・心理社会的・スピリチュアルな問題を早期に見出し的確に評価を行い対応することで、苦痛を予防し和らげること

患者・家族のニーズと状況

* 時間的猶予が少ない⇒緊急性が高い * 体調⇒病院・自宅から動けない



緩和ケアサポート士業会の活動領域

亡くなる人		
人数	38万人	がんが死因
病院で死亡	30万人	死亡場所のうち病院の比率80%
亡くなった人の資産		
持家	24万件以上	38万人×80%（高齢者の持ち家率）
病院で死亡するがん患者の相続資産	1.4兆円	38万人×4,759万円×80%
がん患者の相続税課税人数（入院）	2万5千人	38万人×8、3%（課税比率）
入院がん患者の相続資産	1.4兆円	38万人×4,759万円
高齢者の平均資産額	4,759万円/1世帯	70歳以上世帯 貯蓄額2,059万円 宅地資産2,380万円

事業規模想定/年間

相続登記 24万件

遺言作成 24万件

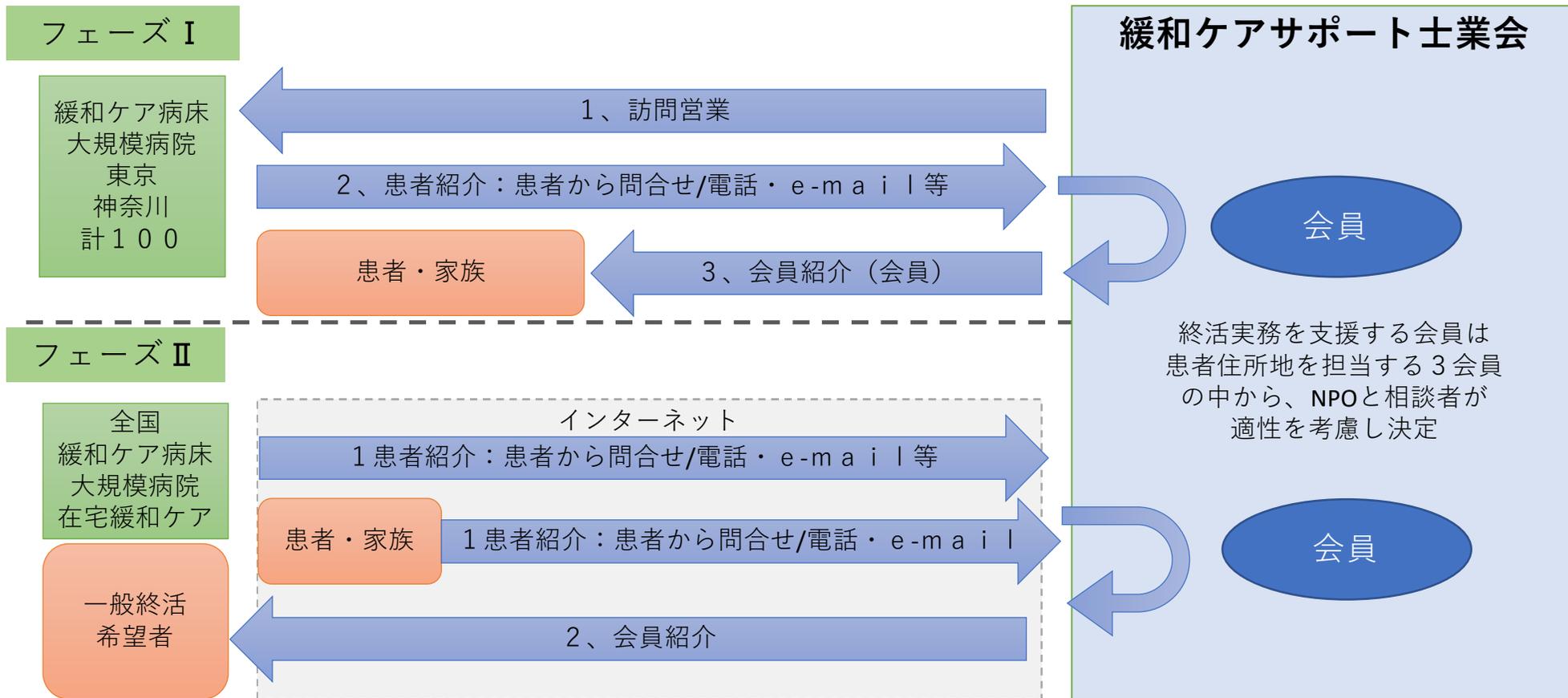
相続資産 1.4兆円

相続税申告 2.5万件

その他

家業・事業の承継・継続・廃業・M&Aの相談・支援

フェニックスサポートの仕組み



入会から活動まで

「入会手続き」

- ❑ 入会金 1名：1,000円
グループ入会をお勧めします web研修受講
- ❑ 活動支援地区を選択 活動支援費3カ月分を前納
* 各地区の定員は3会員に限定

「患者・家族に会員を紹介」

- ❑ NPOが患者のニーズを確認
- ❑ 患者に会員を紹介 (患者住所地の活動支援費を負担する会員：原則)
- ❑ 患者が選択した会員に実務を引き継ぐ

「会員が患者を直接サポート」

- ❑ 会員は資格者として患者・家族をサポート
- ❑ 患者は会員所定の料金を、会員に直接支払う
- ❑ 会員はNPOに業務報告を提出

資格者の独占業務や、実務経験を考慮し、患者にアドバイスを行います。そのため専門領域の異なる、複数の資格者がグループで入会されることをお勧めします

地区担当制（例）

* 地区を担当する会員数の上限は3会員

地区	会員 1	会員 2	会員 3	スタート時活動支援費	標準活動支援費
東京都港区	A	広域会員B	C	3,000円/月	16,000円/月
静岡県	A	B	C	1,000円/月	4,000円/月

グループ地区担当制（例）

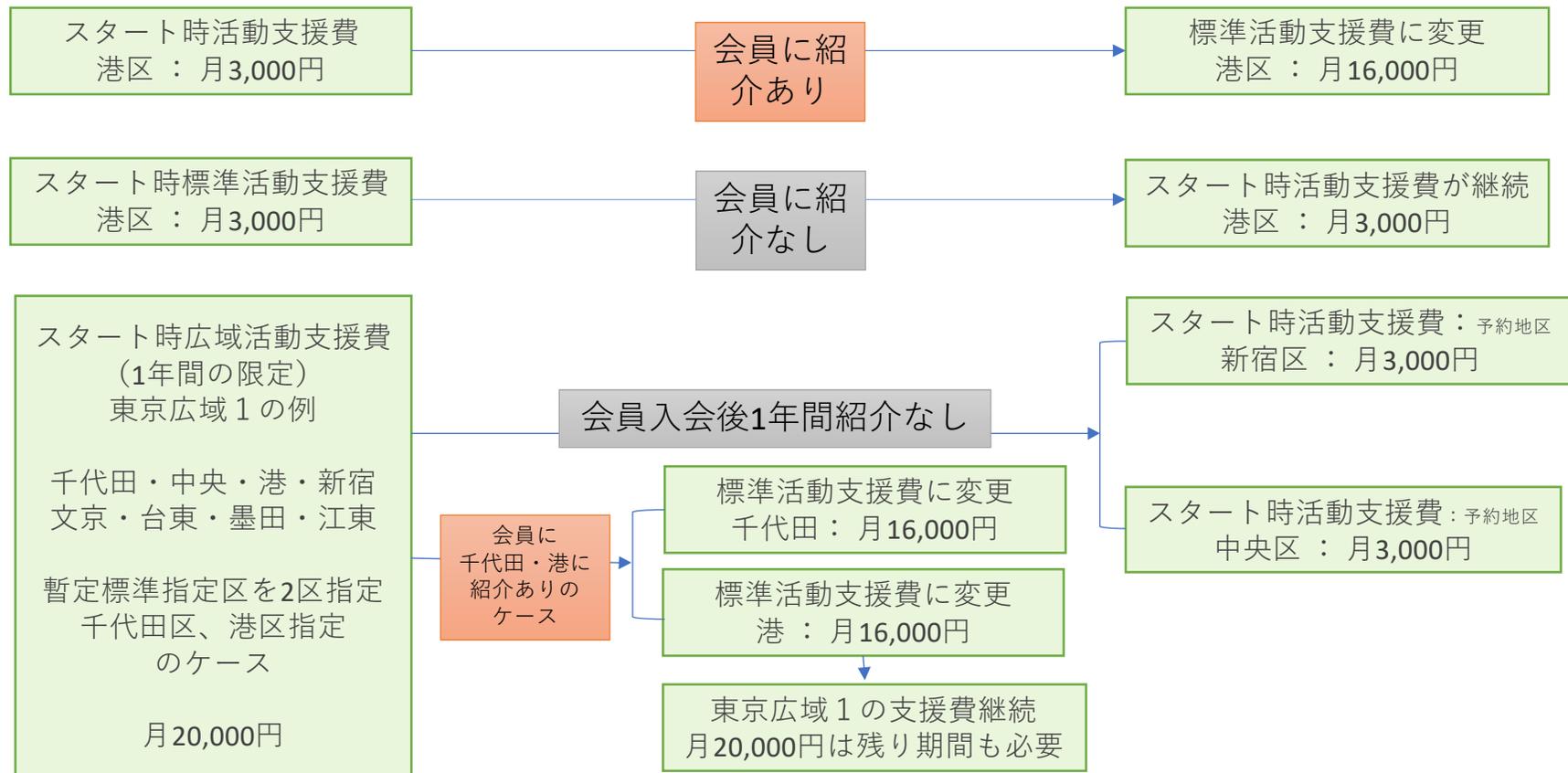
* 患者のニーズと会員の独占業務を考慮したグループで活動

地区	会員1	会員2	会員3	スタート時活動支援費	標準活動支援費
東京都港区	司法書士・税理士 行政書士	税理士・行政書士 弁護士・司法書士	行政書士・弁護士 税理士	3,000円/月	16,000円/月
静岡県	税理士・弁護士 司法書士	行政書士・税理士 弁護士・司法書士	司法書士・税理士 弁護士	1,000円/月	4,000円/月

注1：グループを構成する会員個々に入会金は必要

注2：活動支援費は活動支援費表でご確認ください

活動支援費の変更ルール



法人情報

設立10周年を迎えました

認証：東京都 法人番号：2010905002798 認証日：平成25年11月30日

主たる事務所の所在地：東京都世田谷区砧七丁目6番10号

従たる事務所の所在地：東京都中央区銀座七丁目13番6号 サガミビル2階

代表者氏名：田中 肇

活動目的：高齢者介護が原因で発生する、諸問題の予防と解決する。そのため、介護・医療の専門家には、対応が難しい被介護者の権利擁護活動と、介護費用のファイナンシャルプランニングをアドバイスする専門家を育成する。

携帯：090-8312-6974 田中 電話：03-4455-2286 <http://kaigolife-aozora.jp/>